

## 公益社団法人 日本気象学会 個人情報等取扱要領

制定 平成 25 年(2013 年)4 月 10 日

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）における、個人会員及び事業に関連して知りえた個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）及び金融口座情報及びクレジットカード情報等（以下、「口座情報等」という。）の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、「個人情報」および「口座情報等」とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個々の情報によって、またはそれらを組み合わせることによって容易に個人を特定しうる情報をいい、氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、勤務先（所属）を含む。

(2) 口座情報等

会員が会費の納入のために届け出た銀行口座の情報及びクレジットカードの情報の全て、及び会員及び会員外の者が学会からの送金先として指定した銀行口座の情報の全てをいう。

(収集及び利用の原則)

第 3 条 学会が個人情報及び口座情報等を収集し、またこれを利用することは、学会の運営または事業の実施に必要な場合に限るものとする。

(外部提供の原則)

第 4 条 学会は、学会の事業を行うために、業務を委託す事業者に個人情報を提供することができる。この場合、予め個人情報保護を担保する内容の契約を結ばなければならない。

(非公開の原則)

第 5 条 個人情報及び口座情報等は、前条の場合を除き、第三者に公開または提供してはならない。ただし、本人が事前に第三者に公開または提供することを了承している場合はこの限りではない。

(管理責任者)

第 6 条 個人情報及び口座情報の管理責任者は、事務局長とする。管理責任者は、個人情報の利用及び管理の状況を調査し、必要に応じて取扱者を指導しなければならない。

(取扱者)

第 7 条 個人情報の取扱者は業務部長、口座情報の取扱者は総務部長とする。

2 取扱者は、それぞれ情報を記録した電子ファイルの登録、更新、保存、削除等の作業をおこない、第 4 条に定めた業務の実施に必要な外部に対する情報の提供を行う。

### 第 2 章 個人情報の管理

(管理コンピュータ)

第 8 条 会員の個人情報は、会員管理専用のコンピュータで専用のソフトウェアを用いて管理しなければならない。当該コンピュータは Web 環境及び電子メール環境から切り離された状態を保たなければならない。

2 管理コンピュータに記録された会員情報は、事務局の執務日に毎日、外部記憶装置にバックアップを作成するものとする。

(管理コンピュータ外の個人情報)

第9条 個人情報を、印刷物、謄写または電子ファイルとして管理コンピュータ外に持ち出すときは、個人情報管理簿にその内容、利用目的、取扱責任者の氏名を記載し、事務局長の承認を得なければならない。

2 管理コンピュータ外に持ち出した個人情報は、取扱責任者は利用目的が終了したときに焼却またはデータの消去等により確実に廃棄しなければならない。

3 会員から提出された個人情報を含む書類、封筒等は前項に準じて取り扱わなければならない。

(支部等における個人情報の取扱)

第10条 事務局は、支部活動を支援するため、定期的に支部に対して当該支部の会員の個人情報を提供する。また、支部から要請があった場合は随時に提供することができる。

第11条 支部は、支部において会員情報を取り扱う担当者を決め、事務局にその氏名と連絡先を登録しなければならない。

第12条 支部に関する個人情報の提供は担当者を通じて行わなければならない。支部担当者は、事務局から新たな個人情報を受領した場合は、それ以前に受領した個人情報を確実に消去しなければならない。

### 第3章 口座情報等の管理

(管理コンピュータ)

第13条 会員の金融口座情報は、それぞれ決められた1個のコンピュータ(PC)で管理し、当該コンピュータ外に持ち出してはならない。

2 クレジットカードに関する情報は、コンピュータの外部記憶装置(正・副各1個)に保存し、当該外部記憶装置は、鍵のかかる書庫等に厳重に保管しなければならない。また作業のため、コンピュータ内にクレジットカード情報を取り込んだ場合は、作業終了後確実に消去するものとする。

(口座情報等の登録及び変更)

第14条 会員から、会費納入の目的で「自動払込利用申込書」または「クレジットカードによる会費納入申込書」が提出されたときは、取扱者は、直ちに所定のコンピュータファイルに情報を書き込み、それぞれの申込書を所定のファイルにとじ込んで保存する。また、会員管理情報ファイルに「会費支払い方法」の変更を記入する。

2 会員から口座情報等の変更のための「自動払込利用申込書」または「クレジットカードによる会費納入申込書」が提出された場合は、上記1に準じて処理を行う。

(口座情報等の削除)

第15条 以下の場合には、該当する口座情報等を所定のコンピュータファイルから直ちに削除する。

(1) 会員が退会したとき。ただし書籍売掛等の未精算代金がある場合は、清算が終了した時点で削除する。

(2) 会員から自動払込またはクレジットカードによる支払いを停止するとの届けがあったとき。

(3) 会員から口座情報等の変更の届けが提出されたとき。(旧の口座情報を直ちに削除)

2 前項により口座情報等を削除したときは、該当する「自動払込利用申込書」または「クレジットカードによる会費納入申込書」を焼却等確実な方法で廃棄する。

### 第4章 その他

第16条 この要領を変更しまたは廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この要領は、平成25年(2013年)4月10日から施行する。